



国際交流事業に助成します

国際交流を通じた異文化の相互理解や、国際感覚のある人づくり、国際貢献の意識向上のため、大野市では、国際交流を目的とした訪問事業、受入事業を行う市内の団体に、事業の経費の一部を助成します。



助成対象となる大野市内の団体とは

- ・ 営利を目的とする団体を除き、大野市民、大野市内に事務所を有する法人等で構成される団体
- ・ 国際交流、公共の福祉又は地域活性化に寄与すると認められる団体



助成対象となる事業とは

- ・ 国際交流を主たる目的とするもので、教育、文化及び芸術、福祉、スポーツ、産業及び経済に関すること



助成対象となる経費とは

・ 訪問事業の場合

- ① 大野市から目的地までの往復旅客運賃及び宿泊費が対象

・ 受入事業の場合

- ① 受け入れた外国人の大野市内における滞在経費のほか、実施主体の構成員及び当該外国人を主とする交流事業を市内で開催するための費用
※ 飲食に係る経費については1回につき、1人当たり9,000円が限度です。

- ② 当該外国人が入国した後、大野市までの送迎に要する費用

※ 無許可の運送事業者への支払額は補助対象経費とはしません。



補助金額

1人につき、小中学生 40,000円
高校生 30,000円
大人 20,000円

※ 訪問事業は参加者数、受入事業は受入れ外国人数をそれぞれ乗じた金額で、2,000,000円が限度です。

※ 受入事業は実施主体が負担する額の2分の1を超えない額が限度です。

【申し込み・問い合わせ先】

〒912-8666 大野市天神町1-1

大野市役所 秘書広報室

TEL: 0779-64-4825

E-mail: hisyo@city.fukui-ono.lg.jp

